

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月15日
【計算期間】	第10期（自 2018年8月16日 至 2019年8月15日）
【ファンド名】	ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・ 為替ヘッジあり（SMA専用）
【発行者名】	B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキヨウノースタワー
【事務連絡者氏名】	木暮 恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキヨウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2929
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、以下の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追加型	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産等、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株		欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券	年4回	アジア		
一般		オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
公債	年6回 (隔月)	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信	年12回 (毎月)			
その他資産 (株価指数先物、 債券先物、通貨)	日々			
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

その他資産…株式、債券、不動産投信(リート)以外の投資対象資産とし、当ファンドでは株価指数先物、債券先物、通貨等を主な投資対象資産とする。

決算頻度による属性区分

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル(日本含む)…目論見書又は投資信託約款において、目論見書又は投資信託約款において組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

特色 1

ヘッジファンドの代表的指標であるHFRI総合指標を参考し、過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。

マザーファンドへの投資を通じて海外の上場先物、為替取引などへ投資を行います。

<ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの主な投資対象>



※ 上記の主な投資対象は2019年8月末現在のものであり、市況動向等によって変更することがあります。

※ 実際の資産配分比率は、原則として月次で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(投資顧問会社)から提供される最適資産配分比率に基づき決定されます。

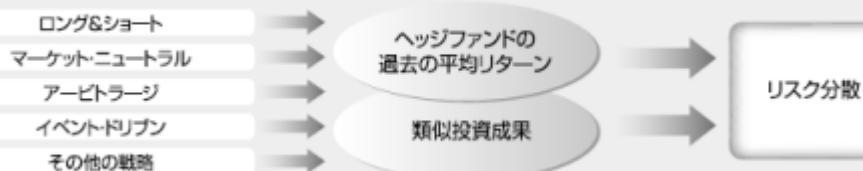
特色 2

ヘッジファンドのリターン特性を活かし、リスク分散を目指します。

ヘッジファンド投資とは代替投資といわれ、従来の伝統的な運用手法とは異なります。株式や債券を買うだけの運用ではなく、売り手法を組み合わせ、多様な投資戦略を駆使し、派生商品等を投資対象としています。ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資成果を獲得しつつ、リスク分散の実現を目指します。
(当ファンド及びマザーファンドは、ヘッジファンドへの投資は行いません。)

【イメージ図】

<ヘッジファンド投資の多様な戦略>



※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

特色 3

当ファンドは原則として円ヘッジを行います。

- 保有するマザーファンドの米ドル換算額に応じて、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります(ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。)。
なお、為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるごとにご留意ください。
- マザーファンドは米ドル建て以外の取引も行います。したがって、当ファンドの基準価額はそれら米ドル以外の通貨と米ドル間の為替変動の影響を受けます。

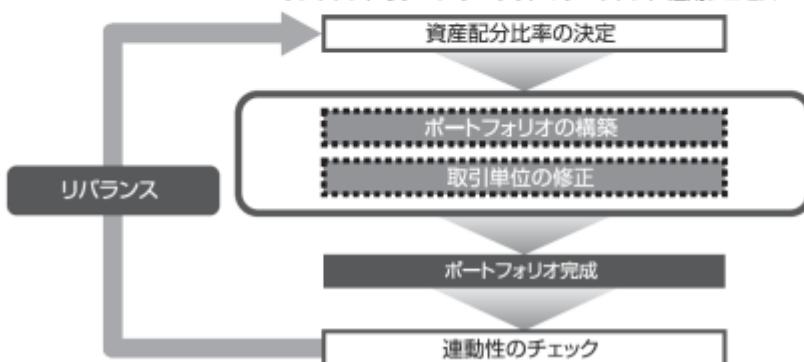
特色 4

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の先進的な金融技術を活用します。

各資産の投資手法や組入れ比率の決定に関しては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（投資顧問会社）の助言を受けます。三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の先進的な金融技術を活用します。

<投資顧問会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の投資運用プロセス>

ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド 運用プロセス



※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

- (i) 「HFRI総合指數(HFRI Weighted Composite Index)」及び「HFRI総合指數JPY(HFRI Weighted Composite Index JPY)」（以下、総称して「HFR指數」といいます。）は、ヘッジ・ファンド・リサーチ・インク(HFR)の商標であり、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(SMA専用)」に関する使用を、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に許諾されています。この使用許諾以外に、HFR及びHFR指數（当該指數は当該投資信託と独立し、関係なく算出されている）は、当該投資信託と関係はなく、当該投資信託の設定、投資判断や他の事務や販売に關与しておらず、又は關与する予定はありません。HFRは、当該投資信託を発起、支持、販売又は推奨していません。HFRは、当該投資信託あるいは当該投資信託への投資に関する妥当性や、HFR指數の使用に起因して当該投資信託が得た結果即ちある特定の日ににおける当該投資信託の運用成績がHFR指數の運用成績あるいはHFR指數の価値に追従するかどうかを含む運用成績について明示的あるいは暗示的な推奨、保証又は表明をいません。HFRは当該投資信託や当該投資信託の投資家に対してHFR指數の過誤について通知する義務を負いません。HFRは、HFR指數の計算に使用される方法を含むHFR指數をいつでも修正、変更し、HFR指數の計算、公表そして周知を停止する権利を有します。これは、HFR指數に基づく有価証券の売買の申込み又は申込みの勧誘ではありません。
- (ii) HFRは、当該投資信託及び当該投資信託の投資家に対して、HFR指數の過誤を含むいかなる種類、性質の損害も賠償する責任を負いません。
- (iii) HFR指數に関して、HFRは、全ての明示的あるいは暗示的な保証（特定の目的に係る商品性又は適合性、権利及び非侵害性の保証を含むがこれに限らない）を明示的に否認します。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年1月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

2010年2月5日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

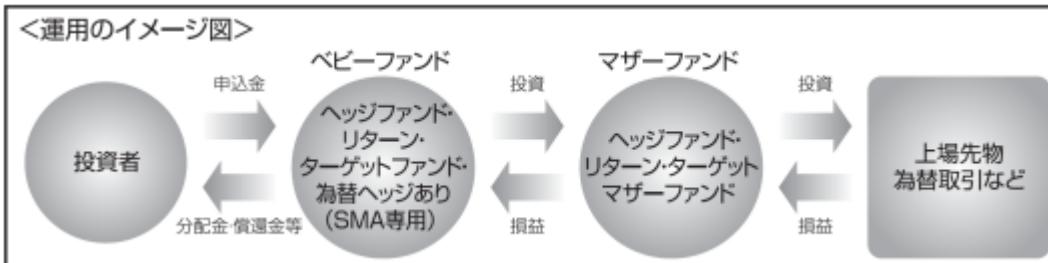
2010年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

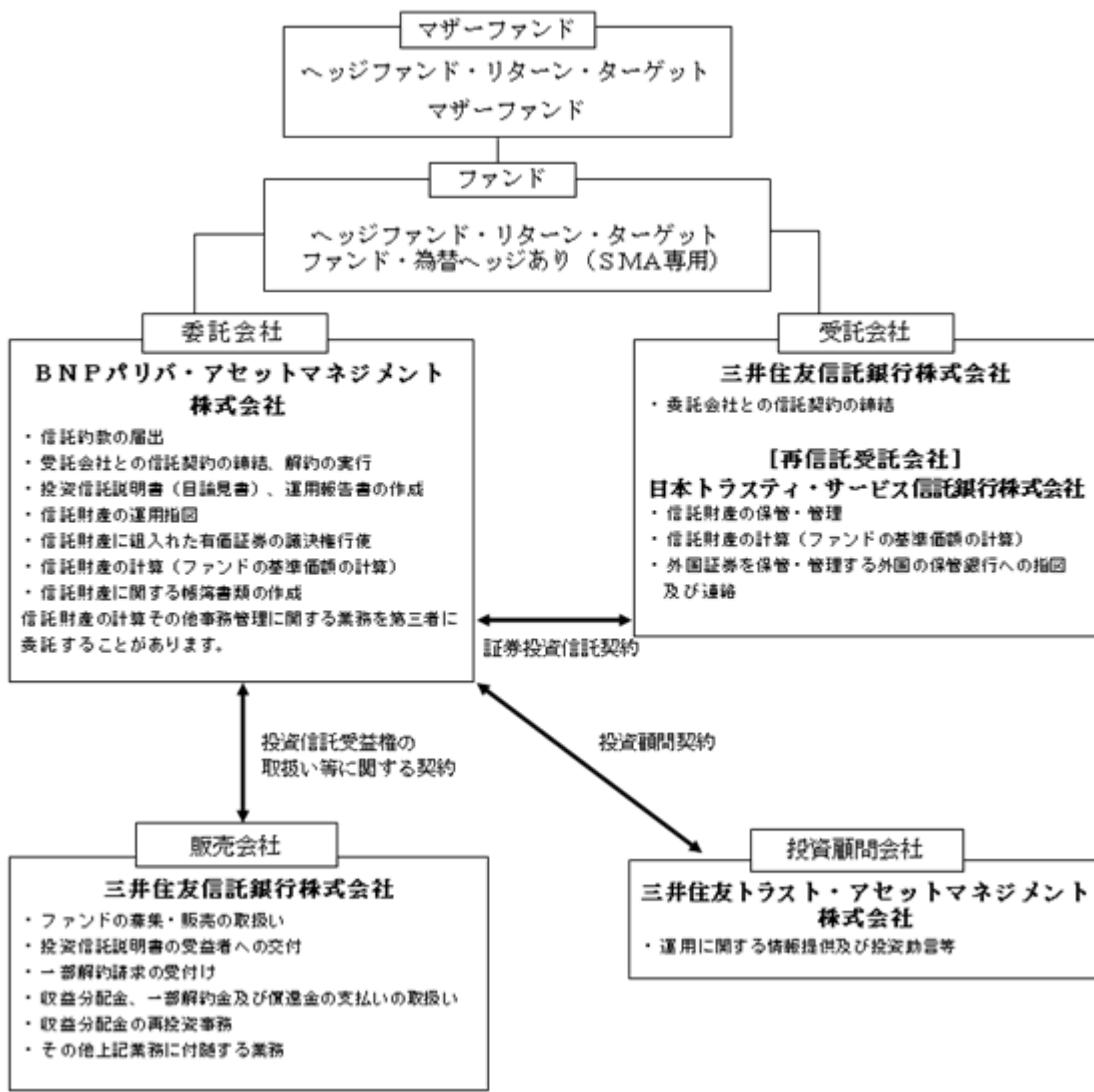
a. ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ・アセット マネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受け付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。
《投資顧問会社》 三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	マザーファンドに関して、運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

* 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、運用に関する情報提供及び投資助言等に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2019年8月末現在）

資本金 5億7,500万円

沿革	1998年11月9日	会社設立
	1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
	1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
	2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
	2000年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
	2000年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
	2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更
	2017年12月1日	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	264,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 投資態度

ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

主な投資対象（海外の上場先物、為替取引など）の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。

当ファンドは原則として円ヘッジを行い、円ヘッジ後の収益を追求します。

マザーファンドの組入比率は高位を保つことを原則とします。

マザーファンドの運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資態度>

主な投資対象（海外の上場先物、為替取引など）の組み合わせに拠り、ヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような投資成果を目指します。

運用に関しては三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。）

- ハ. 金銭債権（イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
ホ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出されるものに係る権利（口に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形
ロ. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- b. 委託会社は、信託金を主としてB N P パリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書及び13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び13ならびに18の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの及び15に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14ならびに15の証券（但し、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

委託会社の運用体制

・運用部門及びトレーディング部門（5名程度）

運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・運用委員会（10名程度）

原則として月1回及び隨時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。

・内部管理委員会（10名程度）

原則として月1回及び隨時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーション・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

上記の運用体制等は、2019年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回の決算時（毎年8月15日。但し休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。但し、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款による主な投資制限＞

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限はありません。

＜デリバティブ取引等にかかる投資制限＞

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その

他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

<投資する株式等の範囲>

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。但し、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産とみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分10を超えることとなる投資の指図をしません。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産とみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。但し、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用取引の指図範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、また為替変動リスクを回避するためわが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

から に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

から に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<有価証券の貸付の指図及び範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

<投資する投資信託証券の範囲及び投資制限>

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券に投資するものを除きます。）が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図>

委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

<公社債の空売りの指図範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れ>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

<資金の借入れ>

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保

有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令による投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは市場価格の変動する金融商品に投資しますので、基準価額は、株式市場、為替市場、金利市場、商品市場に関連する有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券等の発行者の信用状況の変化、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<当ファンドのリスクの特性>

当ファンドはヘッジファンドの過去の平均リターンと類似の投資収益となるような収益を目指すため、実質的な主要投資対象（上場先物、為替取引など）の価格変動を反映します。

リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなります、損失も大きくなります。当ファンドの基準価額に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようのがげられます。

株価変動リスク

当ファンドは株価指数先物等への投資を行いますので株価変動等の様々なリスクが伴います。株式の価格は政治経済情勢、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を生じことがあります。

デリバティブ取引のリスク

先物取引、オプション取引、スワップ取引等の派生商品（デリバティブ）取引を活用することにより、ファンドの純資産規模に比して大きな取引を行う場合があります。派生商品取引を活用する当ファンドのようなファンドは、伝統的な資産に投資するファンドに比して、大きなリスクを有する結果となる場合があります。各資産間の相関性を欠いてしまう場合があり、運用上意図した投資成果が得られない場合があります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジ比率を高位に保つことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

なお、為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるご注意ください。

また、マザーファンドにおいては、米ドル以外の通貨建ての取引も行います。したがって、当ファンドの基準価額はそれら米ドル以外の通貨と米ドル間の為替変動の影響を受けます。

信用リスク

当ファンドは、投資対象とする有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。また有価証券の貸付等において取引先リスク（取引の相手方の倒産により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

資産配分リスク

当ファンドの各資産の配分比率は三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に開発したモデルに基づき決定されます。収益率の悪い資産への配分が大きい場合や、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を生じことがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を生じことがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てるために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< 租税に関するリスクファクター >

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはできません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守することを求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

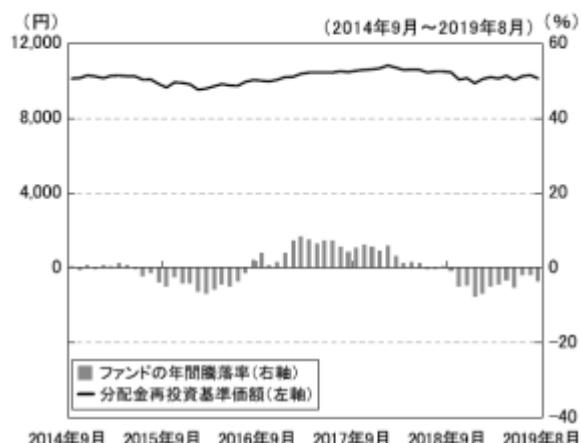
b . リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニタリングします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

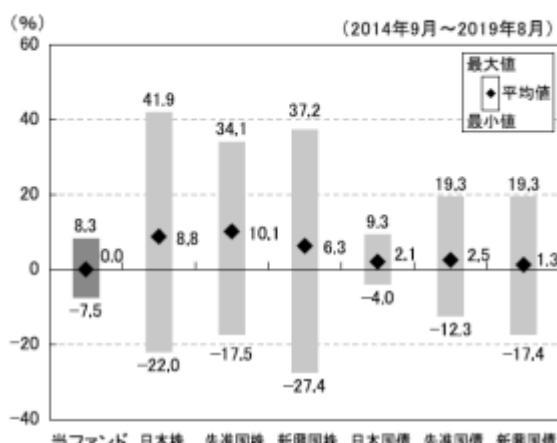
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2)各指標等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当ファンドの申込み手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.869%（税抜0.79%）以内の率を乗じて得た額とします。

2019年10月1日現在、信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		純資産総額に対して年率 0.8525%（税抜 0.775%）	
配分	委託会社	年率 0.5775%（税抜 0.525%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率 0.220%（税抜 0.20%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率 0.055%（税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了時のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等相当額（消費税及び地方消費税に相当する金額をいいます。以下同じ。）は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券等の売買に係る手数料等、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、資産を外国で保管する場合の費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、法定書類等の作成及び印刷費用、受託者の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、上記のうち、監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用、法定書類等の作成及び印刷費用ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することができます。ただし、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。当該各費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等は、定時または隨時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のよう取扱いとなります（2019年8月末現在）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- * 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。
- * 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

<個別元本について>

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<外国の税法に関する開示>

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を

促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2019年8月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	993,928,110	99.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,402,341	0.74
合計(純資産総額)		1,001,330,451	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(参考情報：ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資状況)

(1)投資状況

2019年8月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	18,028,167,386	43.20
投資信託受益証券	アメリカ	3,120,459,927	7.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,582,263,578	49.32
合計(純資産総額)		41,730,890,891	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

2019年8月末現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ヘッジファンド・リターン・ ターゲットマザーファンド	606,645,575	1.6263 986,620,869	1.6384 993,928,110	99.26

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

2019年8月末現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.26

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(為替予約取引)

2019年8月末現在

種類	通貨	契約額(各通貨)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
売建	米ドル	1,602,000.00	169,543,632	170,372,700	17.01

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3) 時価の算定方法

為替予約取引の時価については以下のように評価しております。

・原則として基準日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(参考情報: ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位銘柄)

2019年8月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	口数/額面	簿価金額	評価金額	邦貨換算評価金額	利率/償還日	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第383回利付国債(2年)	円	10,000,000,000	10,008,306,900	10,008,306,900	10,008,306,900	0.10 2019/12/15	23.98
2	日本	国債証券	第124回利付国債(5年)	円	8,000,000,000	8,019,860,486	8,019,860,486	8,019,860,486	0.10 2020/06/20	19.22
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	米ドル	213,228	24,083,837.60	24,444,457.92	2,602,356,990	-	6.24
4	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD TRUST	米ドル	33,768	4,819,495.65	4,866,644.16	518,102,937	-	1.24

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

2019年8月末現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	日本	43.20
投資信託受益証券	外国	7.48

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

(株価指数先物取引)

2019年8月末現在

取引所等 および資産の名称	買建/ 売建	通貨	数量 (枚)	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	投資比率 (%)
ICE Futures Europe Financials FTSE 100 Index Futures	買建	英 ポンド	492	34,913,266.00	35,310,840.00	4,579,109,731	10.97
Chicago Mercantile Exchange E-mini S&P 500 Futures	買建	米ドル	420	59,707,866.00	61,460,700.00	6,543,106,122	15.68
Chicago Mercantile Exchange RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	米ドル	339	24,908,232.00	25,382,625.00	2,702,234,257	6.48

Eurex German Stock Index Future	買建	ユーロ	49	14,055,650.00	14,498,487.50	1,705,457,084	4.09
Eurex Swiss Market Index Future	売建	スイス フラン	316	30,319,522.50	31,050,160.00	3,349,380,759	8.03

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3)時価の算定方法

先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(債券先物取引)

2019年8月末現在

取引所等 および資産の名称	買建/ 売建	通貨	数量 (枚)	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	投資比率 (%)
Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	米ドル	171	22,509,503.78	22,507,875.00	2,396,188,372	5.74

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3)時価の算定方法

先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(為替予約取引)

2019年8月末現在

種類	通貨	契約額(各通貨)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
買建	カナダドル	4,101,000.00	326,258,280	328,244,040	0.79
	ユーロ	16,329,000.00	1,929,128,444	1,920,780,270	4.60
	英ポンド	1,161,000.00	148,317,750	150,488,820	0.36
	スイスフラン	666,000.00	72,529,960	71,854,740	0.17
	スウェーデンクローナ	13,829,000.00	152,284,634	150,459,520	0.36
売建	米ドル	34,258,000.00	3,625,599,879	3,643,338,300	8.73
	英ポンド	767,000.00	99,087,978	99,418,540	0.24

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3)時価の算定方法

為替予約取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年8月末から2019年8月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2010年8月16日)	1,520	1,520	9,675	9,675
第2期 (2011年8月15日)	2,324	2,324	9,421	9,421
第3期 (2012年8月15日)	2,875	2,875	9,797	9,797

第4期	(2013年8月15日)	15,909	15,909	9,990	9,990
第5期	(2014年8月15日)	28,710	28,710	10,164	10,164
第6期	(2015年8月17日)	43,251	43,251	10,015	10,015
第7期	(2016年8月15日)	33,416	33,416	10,056	10,056
第8期	(2017年8月15日)	1,293	1,293	10,451	10,451
第9期	(2018年8月15日)	1,787	1,787	10,458	10,458
第10期	(2019年8月15日)	993	993	10,072	10,072
	2018年8月末日	1,802	-	10,501	-
	2018年9月末日	1,789	-	10,457	-
	2018年10月末日	1,675	-	10,069	-
	2018年11月末日	1,722	-	10,141	-
	2018年12月末日	1,909	-	9,875	-
	2019年1月末日	1,943	-	10,097	-
	2019年2月末日	1,921	-	10,201	-
	2019年3月末日	1,851	-	10,126	-
	2019年4月末日	1,806	-	10,269	-
	2019年5月末日	1,715	-	10,048	-
	2019年6月末日	1,696	-	10,250	-
	2019年7月末日	1,035	-	10,302	-
	2019年8月末日	1,001	-	10,134	-

(注)上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

		1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期末		-
第2期計算期末		-
第3期計算期末		-
第4期計算期末		-
第5期計算期末		-
第6期計算期末		-
第7期計算期末		-
第8期計算期末		-
第9期計算期末		-
第10期計算期末		-

【收益率の推移】

		收益率(%)
第1期	(2010年8月16日)	3.3
第2期	(2011年8月15日)	2.6
第3期	(2012年8月15日)	4.0
第4期	(2013年8月15日)	2.0
第5期	(2014年8月15日)	1.7
第6期	(2015年8月17日)	1.5
第7期	(2016年8月15日)	0.4

第8期	(2017年8月15日)	3.9
第9期	(2018年8月15日)	0.1
第10期	(2019年8月15日)	3.7

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,602,692,292	31,373,864
第2期	2,502,362,519	1,606,641,852
第3期	1,836,571,087	1,368,833,461
第4期	26,055,955,289	13,065,036,778
第5期	17,952,669,059	5,632,290,649
第6期	24,146,199,816	9,205,113,444
第7期	9,151,649,938	19,107,803,967
第8期	2,024,694,565	34,017,503,290
第9期	795,174,197	324,073,058
第10期	551,964,199	1,275,001,240

<参考情報> 運用実績(2019年8月30日現在)

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	10,134 円
純資産総額	10.0 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2015年8月	0 円
2016年8月	0 円
2017年8月	0 円
2018年8月	0 円
2019年8月	0 円
設定来累計	0 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

《投資状況》

資産の種類	純資産比率(%)
ヘッジファンド・リターン・ターゲット	99.26
マザーファンド受益証券	0.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.74
合計	100.00

《投資状況(マザーファンド)》

資産の種類	純資産比率(%)
国債証券	43.20
投資信託受益証券	7.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	49.32
合計	100.00

《組入銘柄(マザーファンド)》

●投資有価証券

順位	国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
1	日本	国債証券	第383回利付国債(2年)	23.98
2		国債証券	第124回利付国債(5年)	19.22
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	6.24
4		投資信託受益証券	SPDR GOLD TRUST	1.24

●為替予約取引

種類	通貨	純資産比率(%)
買建	カナダドル	0.79
	ユーロ	4.60
	英ポンド	0.36
	スイスフラン	0.17
	スウェーデンクローナ	0.36
	米ドル	△8.73
売建	英ポンド	△0.24

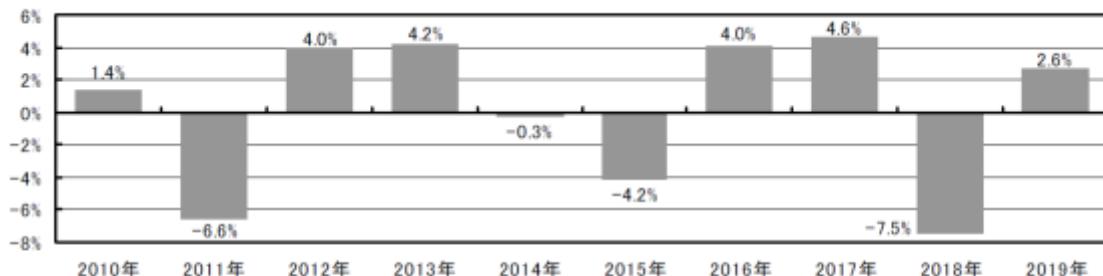
●先物取引

種類	取引所等及び資産の名称	買建/売建	純資産比率(%)
株価指数先物取引	ICE Futures Europe Financials FTSE 100 Index Futures	買建	10.97
株価指数先物取引	Chicago Mercantile Exchange E-mini S&P 500 Futures	買建	15.68
株価指数先物取引	Chicago Mercantile Exchange RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	6.48
株価指数先物取引	Eurex German Stock Index Future	買建	4.09
株価指数先物取引	Eurex Swiss Market Index Future	売建	△8.03
債券先物取引	Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	△5.74

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間收益率の推移



※設定日以降の收益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日(2010年2月5日)から年末までの收益率、2019年は年初から8月末までの收益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*最新の運用実績は、販売会社へお問い合わせください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みを行うものとします。

取得申込者は、お申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。取得申込みには、収益分配時に分配金（税引後）を受領する一般コースと収益分配時に税引き後の分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」になります。詳細は販売会社までお問合わせください。

「自動けいぞく投資コース」は、お申込みの際に販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（収益分配金の再投資を目的とする販売会社と取得申込者との契約約款で異なる名称のものを含みます。）に基づく契約を締結していただきます。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

申込手数料

当ファンドのお申込手数料はありません。

「自動けいぞく投資コース」での収益分配金の再投資は無手数料となります。

申込受付

原則として毎営業日行ないます。当日午後3時までに受付けた取得申込み（当該取得申込み請求の受付けに係る販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日のお申込みとします。当該時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日に受付けたものとして取り扱います。ただし、米国、英国、ドイツ、スイス及び日本の銀行または取引所の休業日の場合は申込みができません。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

「自動けいぞく投資約款コース」の収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。

申込単位

一般コース、自動けいぞく投資コースとも1円以上1円単位です。

詳細は販売会社までお問合わせください。

その他

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること及び既に受けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行なっておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約）方法

換金（解約）のお申込みは、販売会社所定の方法にてお申込みください。

換金（解約）の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位

1 口単位とします。

解約請求の受付

原則として毎営業日行います。午後 3 時までに受付けた一部解約の請求の申込み（当該解約申込みの受付けに係る指定販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日の受付けとします。当該時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。ただし、米国、英国、ドイツ、イスイス及び日本の銀行または取引所の休業日の場合は解約請求ができません。当該時刻を過ぎての解約請求は、翌営業日に受付けたものとして取扱います。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

解約手数料

当ファンドの解約手数料はありません。

信託財産留保額

当ファンドの信託財産留保額はありません。

換金の支払開始日

原則として解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いいたします。

その他

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することができます。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして、の規定に準じて算出した価額とします。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産の円換算及び外国為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価されます。

・株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の金融商品取引所の終値で評価します。

・公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します。²

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「リタヘS」）

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年8月16日から翌年8月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

（5）【その他】

（1）ファンドの償還条件

a. 信託期間中に下記の（から）に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。

信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合。

この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

やむを得ない事情が発生した場合。

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、a（から）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. bの書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. bからdまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、bからdまでの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

（2）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述「（3）信託約款の変更等」にしたがいます。

（3）委託会社の登録取消等、事業の譲渡及び承継、受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、（3）bの書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- b. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は()の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- c. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

() 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は()に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

() 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

() 関係法人との契約更改

a. 販売会社

「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

b. 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2018年8月16日から2019年8月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(SMA専用)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 (2018年8月15日現在)	第10期 (2019年8月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,873,922	20,625,732
親投資信託受益証券	1,778,604,288	982,620,869
未収入金	8,632	-
流動資産合計	1,804,486,842	1,003,246,601
資産合計	1,804,486,842	1,003,246,601
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,589,779	146,467
未払金	224,694	-
未払解約金	5,998,057	1,248,056
未払受託者報酬	488,426	449,906
未払委託者報酬	7,116,791	6,523,508
未払利息	67	53
その他未払費用	1,527,383	1,538,612
流動負債合計	16,945,197	9,906,602
負債合計	16,945,197	9,906,602
純資産の部		
元本等		
元本	1,21,709,298,399	1,2986,261,358
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	78,243,246	7,078,641
(分配準備積立金)	38,763,171	16,360,216
元本等合計	1,787,541,645	993,339,999
純資産合計	1,787,541,645	993,339,999
負債純資産合計	1,804,486,842	1,003,246,601

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 2017年8月16日 至 2018年8月15日	第10期 自 2018年8月16日 至 2019年8月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	53,189,807	29,983,419
為替差損益	41,278,580	1,578,267
営業収益合計	11,911,227	28,405,152
営業費用		
支払利息	25,896	16,062
受託者報酬	1,046,535	941,980
委託者報酬	15,764,648	13,658,472
その他費用	1,538,183	1,549,412
営業費用合計	18,375,262	16,165,926
営業利益又は営業損失()	6,464,035	44,571,078
経常利益又は経常損失()	6,464,035	44,571,078
当期純利益又は当期純損失()	6,464,035	44,571,078
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,664,206	16,241,953
期首剰余金又は期首次損金()	55,794,949	78,243,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,831,396	5,078,731
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,831,396	5,078,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,254,858	47,914,211
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,254,858	47,914,211
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	78,243,246	7,078,641

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (2018年8月15日現在)	第10期 (2019年8月15日現在)
1 期首元本額 1,238,197,260円	1 期首元本額 1,709,298,399円
期中追加設定元本額 795,174,197円	期中追加設定元本額 551,964,199円
期中解約元本額 324,073,058円	期中解約元本額 1,275,001,240円
2 計算期間末における受益権の総数 1,709,298,399口	2 計算期間末における受益権の総数 986,261,358口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年8月16日 至 2018年8月15日
1 分配金の計算過程 (自 2017年8月16日 至 2018年8月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,881,832円)及び分配準備積立金(38,763,171円)より分配対象収益は99,645,003円(1万口当たり582円)であります、分配方針により当期は分配を行っておりません。

第10期 自 2018年8月16日 至 2019年8月15日
1 分配金の計算過程 (自 2018年8月16日 至 2019年8月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,316,340円）及び分配準備積立金（16,360,216円）より分配対象収益は57,676,556円（1万口当たり584円）であります。分配方針により当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券及び投資信託受益証券）、デリバティブ取引（先物取引及び為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、株価変動リスク等の市場リスク、デリバティブ取引のリスク、為替変動リスク、信用リスク、資産分配リスク、流動性リスクを有しております。</p> <p>なお、当ファンドが行うデリバティブ取引については、為替予約取引をヘッジ目的のために利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (2018年8月15日現在)	第10期 (2019年8月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>（1）有価証券 同左</p>

<p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
--	--

(有価証券に関する注記)

第9期(2018年8月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	46,409,772
合計	46,409,772

第10期(2019年8月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	25,316,250
合計	25,316,250

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位:円)

第9期(2018年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	274,667,671	-	276,257,450	1,589,779
売建	合計	274,667,671	-	276,257,450	1,589,779

(単位:円)

第10期(2019年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	169,482,993	-	169,629,460	146,467

売建 合計	169,482,993	-	169,629,460	146,467
-------	-------------	---	-------------	---------

(注) 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第9期 (2018年8月15日現在)	第10期 (2019年8月15日現在)
一口当たり純資産額 1.0458 円	一口当たり純資産額 1.0072 円
(一万口当たり純資産額 10,458 円)	(一万口当たり純資産額 10,072 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ヘッジファンド・リターン・ターゲット マザーファンド	604,206,401	982,620,869	
	合計	604,206,401	982,620,869	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2018年8月15日現在)	(2019年8月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,165,237,386	2,369,511,030
金銭信託		278,406	137,739
コール・ローン		24,964,619,511	14,655,583,924
国債証券		30,069,162,534	18,030,341,426
投資信託受益証券		3,530,546,479	2,979,912,279
派生商品評価勘定		214,897,566	76,393,251
未収入金		6,079,000	-
未収利息		11,753,280	2,684,172
前払費用		8,191,780	213,691
差入委託証拠金		3,156,376,969	1,985,425,471
流動資産合計		66,127,142,911	40,100,202,983
資産合計		66,127,142,911	40,100,202,983
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		864,391,761	517,536,753
未払金		806,867	-
未払利息		64,976	38,144
流動負債合計		865,263,604	517,574,897
負債合計		865,263,604	517,574,897
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	38,893,719,439	24,339,091,639
剰余金			
剰余金又は欠損金()		26,368,159,868	15,243,536,447
元本等合計		65,261,879,307	39,582,628,086
純資産合計		65,261,879,307	39,582,628,086
負債純資産合計		66,127,142,911	40,100,202,983

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

(2018年 8月15日現在)	(2019年 8月15日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額
31,205,573,303円	38,893,719,439円
同期中における追加設定元本額	同期中における追加設定元本額
15,295,897,414円	13,157,171,387円
同期中における解約元本額	同期中における解約元本額
7,607,751,278円	27,711,799,187円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳

ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(SMA専用)	1,059,954,880円	ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(SMA専用)	604,206,401円
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	37,833,764,559円	ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	23,734,885,238円
計	38,893,719,439円	計	24,339,091,639円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数			24,339,091,639口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券(国債証券及び投資信託受益証券)、デリバティブ取引(先物取引及び為替予約取引)、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、株価変動リスク等の市場リスク、デリバティブ取引のリスク、為替変動リスク、信用リスク、資産配分リスク、流動性リスクを有しております。 なお、当ファンドが行うデリバティブ取引は、株式及び債券関連では効率的な運用に資する目的で、株価指数先物取引及び債券先物取引を行っており、通貨関連では、為替予約取引をヘッジ目的のため及び信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるために利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「注記表(金融商品に関する注記)」に記載しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の「注記表(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

	(2018年8月15日現在)	(2019年8月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としてあります。	(3) 上記以外の金融商品 同左
---	---------------------

(有価証券に関する注記)

(2018年8月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	-
投資信託受益証券	230,270,519
合計	230,270,519

(2019年8月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	-
投資信託受益証券	130,887,744
合計	130,887,744

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

(2018年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建 Swiss Market Index Future	4,175,133,390	-	4,282,336,585	107,203,195
	売建 合計	4,175,133,390	-	4,282,336,585	107,203,195
市場取引	株価指数先物取引 買建 E-mini S&P 500 Futures	7,202,816,536	-	7,342,507,680	139,691,144
	mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	7,657,460,545	-	7,108,069,722	549,390,823
	RUSSELL 2000 Mini Index Futures	6,376,058,094	-	6,426,042,160	49,984,066
	FTSE 100 Index Futures	4,705,788,806	-	4,650,563,030	55,225,776
	Germany Stock Index Future	2,754,481,949	-	2,654,338,579	100,143,370
	買建 合計	28,696,605,930	-	28,181,521,171	515,084,759

(単位：円)

(2019年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引 売建 Swiss Market Index Future	3,281,244,699	-	3,204,900,221	76,344,478
	売建 合計	3,281,244,699	-	3,204,900,221	76,344,478
	株価指数先物取引 買建 E-mini S&P 500 Futures	6,291,344,666	-	6,145,627,194	145,717,472
	RUSSELL 2000 Mini Index Futures	2,688,815,296	-	2,569,268,048	119,547,248
	FTSE 100 Index Futures	4,470,987,236	-	4,336,018,208	134,969,028
	Germany Stock Index Future	1,753,205,722	-	1,660,393,935	92,811,787
	買建 合計	15,204,352,920	-	14,711,307,385	493,045,535

注) 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については以下のように評価しております。
原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

債券関連

(単位:円)

(2018年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建 10-Year US Treasury Note	5,375,909,956	-	5,378,834,342	2,924,386
	売建 合計	5,375,909,956	-	5,378,834,342	2,924,386

(単位:円)

(2019年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建 10-Year US Treasury Note	2,286,633,529	-	2,297,636,305	11,002,776
	売建 合計	2,286,633,529	-	2,297,636,305	11,002,776

注) 時価の算定方法

1. 債券先物取引の時価については以下のように評価しております。
原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

(2018年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダドル	150,160,826	-	150,424,710	263,884
	ユーロ	794,053,826	-	779,517,800	14,536,026
	スウェーデンクローナ	68,171,275	-	67,008,020	1,163,255
	買建 合計	1,012,385,927	-	996,950,530	15,435,397
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,638,168,835	-	1,647,650,570	9,481,735
	英ポンド	92,797,719	-	92,103,480	694,239
	スイスフラン	19,311,848	-	19,370,810	58,962
	売建 合計	1,750,278,402	-	1,759,124,860	8,846,458

(単位:円)

(2019年8月15日現在)					
区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダドル	318,993,788	-	317,285,060	1,708,728
	ユーロ	1,889,954,620	-	1,882,679,040	7,275,580
	英ポンド	149,209,223	-	148,317,750	891,473
	スイスフラン	67,923,548	-	67,972,320	48,772
	スウェーデンクローナ	148,595,925	-	148,051,470	544,455
	買建 合計	2,574,677,104	-	2,564,305,640	10,371,464
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	3,550,367,395	-	3,553,435,600	3,068,205
	売建 合計	3,550,367,395	-	3,553,435,600	3,068,205

注) 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 同計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2017年8月16日 至 2018年8月15日)	
関連当事者の名称	BNP Paribas
当ファンドとの関係	投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等
取引内容	有価証券の買付及び売付に係る委託手数料
取引金額(円)	-
取引により発生した債券又は債務に係る主な項目 別の当該計算期間の末日における残高(円)	-
(注)取引条件及び取引条件の決定方針 社内規定により取引業者の選定を行っております。また、資産の売買においては、社内規定に基づき最良執行を行っており、取引条件はその結果として決定されております。 当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。	

(自 2018年8月16日 至 2019年8月15日)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

(2018年8月15日現在)		(2019年8月15日現在)	
一口当たり純資産額	1,6780 円	一口当たり純資産額	1,6263 円
(一万口当たり純資産額	16,780 円)	(一万口当たり純資産額	16,263 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国 債 証 券	円	第383回利付国債(2年)	10,000,000,000	10,009,471,200	
		第124回利付国債(5年)	8,000,000,000	8,020,870,226	
		円 小計	18,000,000,000	18,030,341,426	
		国債証券 合計	18,000,000,000	18,030,341,426	
投資 信 託 受 益 証 券	米ドル	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	207,332	23,411,929.44	
		SPDR GOLD TRUST	32,835	4,687,196.25	
		米ドル 小計	240,167	28,099,125.69 (2,979,912,279)	
		投資信託受益証券 合計		2,979,912,279 (2,979,912,279)	

合計		21,010,253,705	
		(2,979,912,279)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.00 %	100.00 %

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2019年8月30日

資産総額	1,171,260,144	円
負債総額	169,929,693	円
純資産総額（ - ）	1,001,330,451	円
発行済数量	988,133,609	口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0134	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2019年8月末現在）

資本金の額	5億7,500万円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	264,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年8月1日に2億5,000万円の減資
2016年7月26日に2億5,000万円の増資
2016年11月30日に2億5,000万円の減資
2018年11月21日に4億円の増資
2018年12月27日に4億円の減資
2019年8月23日に4億7,500万円の増資

b. 委託会社等の機構（2019年8月末現在）

（1）委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

（2）投資運用の意思決定機構

1. 委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び隨時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関する業務を効果的に推進します。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び隨時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーション・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び隨時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーション・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

2. 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びB N P パリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2019年8月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	29	2,142
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	288
単位型公社債投資信託	3	2
合計	37	2,433

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第22期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）に係る中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別	第20期 (2017年12月31日現在)		第21期 (2018年12月31日現在)		
資産の部					
科 目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産			千円	千円	千円
預金	* 1		899,569		963,987
前払費用			6,619		5,803
未収委託者報酬			347,529		262,888
未収運用受託報酬			133,177		122,500
未収収益			212,728		137,405
未収入金			4,398		5,486
未収消費税等			-		11,239
立替金			-		258
流動資産計			1,604,022		1,509,569
固定資産					
投資その他の資産					
長期差入保証金			13,538		13,317
その他				7,317	
固定資産計			6,000	6,000	13,317
資産合計			1,617,560		1,522,887

期別		第20期 (2017年12月31日現在)		第21期 (2018年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
流動負債		千円	千円	千円	千円
預り金			18,346		21,990
未払金			366,244		371,969
未払手数料		75,196		56,009	
未払委託調査費		192,152		138,900	
その他未払金		98,895		177,059	
未払費用			108,139		121,056
未払法人税等			18,641		-
賞与引当金			114,767		121,990
役員賞与引当金			32,158		17,404
流動負債計			658,297		654,410
固定負債					
退職給付引当金			220,737		226,274
役員退職慰労引当金			8,667		10,796
資産除去債務			105,136		68,236
固定負債計			334,541		305,307
負債合計			992,838		959,717
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			846,165		1,324,722
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		796,165		1,274,722	
利益剰余金			321,443		861,552
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		321,443		861,552	
株主資本合計			624,722		563,169
純資産合計			624,722		563,169
負債・純資産合計			1,617,560		1,522,887

(2)【損益計算書】

期別	注記番号	第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
		内訳	金額 千円	内訳	金額 千円
営業収益					
委託者報酬			1,159,808		934,658
運用受託報酬			361,192		312,008
その他営業収益			728,121		489,510
営業収益計			2,249,122		1,736,178
営業費用					
支払手数料			365,682		275,559
広告宣伝費			308		227
調査費			501,938		458,746
調査研究費		35,350		27,501	
委託調査費		466,587		431,244	
委託計算費			103,101		76,749
営業雑経費			19,294		16,780
印刷費		15,420		12,901	
協会費		3,874		3,878	
営業費用計			990,325		828,063
一般管理費					
給料			785,053		788,640
役員報酬		35,499		39,830	
給料・手当		743,414		742,508	
賞与		6,139		6,301	
業務委託費			245,110		282,309
交際費			1,004		2,554
旅費交通費			23,400		16,264
租税公課			3,301		1,236
不動産賃借料			214,299		222,237
賞与引当金繰入額			111,178		114,460
役員賞与引当金繰入額			23,968		6,943
退職給付費用			51,592		53,804
役員退職慰労引当金繰入額			2,125		2,129
諸経費			151,004		157,211
一般管理費計			1,612,039		1,647,792
営業損失()			353,242		739,676

期別		第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息			0		0
為替差益			-		1,529
雑益			4,244		1,904
営業外収益計			4,245		3,434
営業外費用					
株式交付費			-		2,800
為替差損			1,001		-
雑損失			-		265
営業外費用計			1,001		3,065
経常損失()			349,999		739,307
特別利益					
受贈益	* 1		500,000		-
資産除去債務履行差額			-		73,106
特別利益計			500,000		73,106
特別損失					
割増退職金			15,200		29,627
減損損失	* 2		-		161,924
特別損失計			15,200		191,551
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失()			134,800		857,752
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		18,641	18,641	3,800	3,800
当期純利益又は当期純損失 ()			116,159		861,552

(3)【株主資本等変動計算書】

第20期
自 2017年1月1日
至 2017年12月31日

(単位:千円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562	
当期変動額									
当期純利益					116,159	116,159	116,159	116,159	
当期変動額合計	-	-	-	-	116,159	116,159	116,159	116,159	
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722	

第21期
自 2018年1月1日
至 2018年12月31日

(単位:千円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722	
当期変動額									
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000	
減資	400,000		400,000	400,000			-	-	
資本準備金の取崩		400,000	400,000	-			-	-	
欠損填補			321,443	321,443	321,443	321,443	-	-	
当期純損失					861,552	861,552	861,552	861,552	
当期変動額合計	-	-	478,556	478,556	540,108	540,108	61,552	61,552	
当期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169	

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
3 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

<p>第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日</p>
<p>未適用の会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none">・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
<p>(1) 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <p>ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する</p>
<p>(2) 適用予定日</p> <p>適用時期については、現在検討中であります。</p>
<p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 (2017年12月31日現在)	第21期 (2018年12月31日現在)
* 1 関係会社項目 預金 892,530千円	* 1 関係会社項目 預金 957,131千円

(損益計算書関係)

第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日	第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日												
<p>* 1 当社の親会社である B N P パリバ・アセットマネジメント・ホールディングより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。</p>	<p>* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table> <thead> <tr> <th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td><td>東京都</td><td>建物・</td><td></td></tr> <tr> <td>設備</td><td>千代田区</td><td>器具備品</td><td>161,924千円</td></tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。</p> <p>(減損損失の金額) 建物 158,988 千円 器具備品 2,935 千円 合計 161,924 千円</p> <p>(グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。</p>	用途	場所	種類	金額	事務所	東京都	建物・		設備	千代田区	器具備品	161,924千円
用途	場所	種類	金額										
事務所	東京都	建物・											
設備	千代田区	器具備品	161,924千円										

(株主資本等変動計算書関係)

<p>第20期</p> <p>自 2017年1月1日</p> <p>至 2017年12月31日</p>				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	89,000	-	-	89,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
<p>第21期</p> <p>自 2018年1月1日</p> <p>至 2018年12月31日</p>				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	89,000	80,000	-	169,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のB N P パリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第20期	第21期
自 2017年1月1日	自 2018年1月1日
至 2017年12月31日	至 2018年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1年内 158,690千円	1年内 86,736千円
1年超 4,255千円	1年超 -
合 計 162,945千円	合 計 86,736千円

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期
自 2017年1月1日
至 2017年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。隨時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第20期
(2017年12月31日現在)

2017年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	899,569	899,569	-
未収委託者報酬	347,529	347,529	-
未収運用受託報酬	133,177	133,177	-
未収収益	212,728	212,728	-
資産計	1,593,004	1,593,004	-
未払手数料	75,196	75,196	-
未払委託調査費	192,152	192,152	-
その他未払金	98,895	98,895	-
未払費用	108,139	108,139	-
負債計	474,383	474,383	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	899,569	-	-	-
未収委託者報酬	347,529	-	-	-
未収運用受託報酬	133,177	-	-	-
未収収益	212,728	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第21期
自 2018年1月1日
至 2018年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、B N P パリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。隨時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第21期
(2018年12月31日現在)

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	963,987	963,987	-
未収委託者報酬	262,888	262,888	-
未収運用受託報酬	122,500	122,500	-
未収収益	137,405	137,405	-
資産計	1,486,782	1,486,782	-
未払手数料	56,009	56,009	-
未払委託調査費	138,900	138,900	-
その他未払金	177,059	177,059	-
未払費用	121,056	121,056	-
負債計	493,025	493,025	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	963,987	-	-	-
未収委託者報酬	262,888	-	-	-
未収運用受託報酬	122,500	-	-	-
未収収益	137,405	-	-	-

(有価証券関係)

第20期 (2017年12月31日現在)	第21期 (2018年12月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 簡便法を適用した確定給付制度	2. 簡便法を適用した確定給付制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 282,700千円 退職給付費用 21,847千円 退職給付の支払額 83,810千円 その他未払金への振替額 - 退職給付引当金の期末残高 220,737千円	(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 220,737千円 退職給付費用 23,126千円 退職給付の支払額 10,745千円 その他未払金への振替額 6,843千円 退職給付引当金の期末残高 226,274千円
(2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 21,847千円	(2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 23,126千円
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,745千円でありました。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。

(税効果会計関係)

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 76,353	退職給付引当金 80,261
役員退職慰労引当金 2,998	役員退職慰労引当金 3,735
賞与引当金 40,260	賞与引当金 42,208
未払金 37,162	未払金 39,937
未払費用 35,614	未払費用 34,142
その他 72,524	その他 65,775
繰越欠損金 1,929,548	繰越欠損金 1,829,776
繰延税金資産小計 2,194,461	繰延税金資産小計 2,095,834
評価性引当額 2,194,461	評価性引当額 2,095,834
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金資産(負債)の純額 -	繰延税金資産(負債)の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 34.81%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。
(調整) 2.82%	
住民税均等割 6.65%	
交際費等永久に損金に算入されない項目 425.91%	
評価性引当額の増減額 453.42%	
その他 2.95%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.83%	

(資産除去債務関係)

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 103,910千円 時の経過による調整額 <u>1,226千円</u> 期末残高 <u>105,136千円</u>	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 105,136千円 時の経過による調整額 1,241千円 資産除去債務の履行による減少額 106,377千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 68,236千円 期末残高 <u>68,236千円</u>

(セグメント情報等)

<p style="text-align: center;">第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日</p>				
<p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p>				
<p>(関連情報)</p>				
<p>1. 製品及びサービスごとの情報</p>				
				(単位:千円)
外部顧客への営業収益	投資信託業 1,159,808	投資顧問業 361,192	その他 728,121	合計 2,249,122
<p>2. 地域ごとの情報</p>				
<p>(1) 営業収益</p>				
				(単位:千円)
日本	ルクセンブルク 1,337,132	オランダ 338,926	その他 286,971	合計 2,249,122
<p>(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。</p>				
<p>(2) 有形固定資産</p> <p>該当事項はありません。</p>				
<p>3. 主要な顧客ごとの情報</p>				
				(単位:千円)
顧客の名称		営業収益		関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)		357,556		なし
B N P パリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク		338,926		なし
B N P パリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.		286,971		なし
<p>(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)</p> <p>該当事項はありません。</p>				
<p>(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)</p> <p>該当事項はありません。</p>				
<p>(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)</p> <p>該当事項はありません。</p>				

第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日					
(セグメント情報)					
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
(関連情報)					
1. 製品及びサービスごとの情報	(単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業収益	934,658	312,008	489,510	1,736,178	
2. 地域ごとの情報					
(1) 営業収益				(単位：千円)	
	日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
	1,087,151	269,893	229,453	149,680	1,736,178
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。					
(2) 有形固定資産					
該当事項はありません。					
3. 主要な顧客ごとの情報					(単位：千円)
	顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	313,718				なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	269,893				なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	229,453				なし
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)					
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)					
該当事項はありません。					
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)					
該当事項はありません。					

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第20期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	現金の贈与	受贈益(注1)	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	286,971	未収収益	71,492
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	145,057 183,869	未収収益 未収運用受託報酬	29,700 48,150
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	116,636 63,997	未収収益 未払費用	97,947 22,061
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	105,832	未払費用	29,923
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	36,854	未払委託調査費	25,671

親会社の子会社	B N P パリバ・アセッタマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万 レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	59,781	未払委託調査費	37,683
親会社の子会社	カーディフ・アシュアランス・ヴィ	パリ、フランス共和国	719百万 ユーロ	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	35,280	未収運用受託報酬	19,381

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	B N P パリバ・アセッタマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万 ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注2)	800,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	B N P パリバ・アセッタマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千 ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	229,453	未収収益	54,062
親会社の子会社	B N P パリバ・アセッタマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万 ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	100,376 159,516	未収収益 未収運用受託報酬	34,651 34,212
親会社の子会社	B N P パリバ・アセッタマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万 ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	96,902 101,771	未収収益 未払費用	21,410 37,076

親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	118,498	未払費用	33,558
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント USA インク	ニュー ヨーク、 アメリカ 合衆国	64百万 ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	51,152	未払委託 調査費	27,348
親会社の子会社	B N P パリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、 ブラジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	46,962	未払委託 調査費	5,753
親会社の子会社	カーディフ 生命保険株式 会社	東京都 渋谷区	206億円	生命保 険業	無し	運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	36,560	未収運用 受託報酬	20,299

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。
- (注2) 当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。
- (注3) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれてありません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

B N P パリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（1株当たり情報）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日		第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
・ 1株当たり純資産	7,019円	・ 1株当たり純資産	3,332円
・ 1株当たり当期純利益	1,305円	・ 1株当たり当期純損失	8,792円
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純利益	116,159千円	当期純損失	861,552千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	116,159千円	普通株式に係る当期純損失	861,552千円
期中平均株式数・普通株式	89,000株	期中平均株式数・普通株式	97,986株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動資産		千円	千円
預金			444,415
前払費用			9,735
未収委託者報酬			199,126
未収運用受託報酬			61,919
未収収益			151,265
未収入金			3
立替金			258
流動資産計			866,724
固定資産			
投資その他の資産			10,605
長期差入保証金		4,605	
その他		6,000	
固定資産計			10,605
資産合計			877,329

期別		第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動負債		千円	千円
預り金			25,612
未払金			234,316
未払手数料		56,398	
未払委託調査費		132,551	
その他未払金		45,366	
未払費用			128,152
未払法人税等			1,900
未払消費税等	* 1		4,547
賞与引当金			50,000
役員賞与引当金			6,333
流動負債計			450,863
固定負債			
退職給付引当金			197,181
役員退職慰労引当金			1,351
資産除去債務			68,236
固定負債計			266,769
負債合計			717,632
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
株主資本		千円	千円
資本金			100,000
資本剰余金			1,324,722
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		1,274,722	
利益剰余金			1,265,024
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,265,024	
株主資本合計			159,697
純資産合計			159,697
負債・純資産合計			877,329

(2) 中間損益計算書

期 別		第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
科 目	注記 番号	内訳	金額
営業収益		千円	千円
委託者報酬			400,007
運用受託報酬			123,919
その他営業収益			220,698
営業収益計			744,625
営業費用			
支払手数料			132,609
広告宣伝費			8,370
調査費			197,161
調査研究費		14,251	
委託調査費		182,909	
委託計算費			45,404
営業雑経費			7,057
印刷費		5,000	
協会費		2,056	
営業費用計			390,603
一般管理費			
給料			403,024
役員報酬		34,123	
給料・手当		367,791	
賞与		1,109	
業務委託費			125,516
交際費			1,503
旅費交通費			4,125
租税公課			431
不動産賃借料			64,699
賞与引当金繰入額			44,806
役員賞与引当金繰入額			481
退職給付費用			27,004
役員退職慰労引当金繰入額			1,705
諸経費			56,911
一般管理費計			730,210
営業損失			376,188

期 別		第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
科 目	注記 番号	内訳	金額
営業外収益		千円	千円
受取利息			0
為替差益			3,493
雑益			1,348
営業外収益計			4,841
営業外費用			
雑損失			98
営業外費用計			98
経常損失			371,444
特別損失			
割増退職金	* 1		11,135
減損損失			18,991
特別損失計			30,127
税引前中間純損失			401,572
法人税、住民税及び事業税			1,900
中間純損失			403,472

(3) 中間株主資本等変動計算書

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						純資産合計 株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169
当中間期変動額								
中間純損失					403,472	403,472	403,472	403,472
当中間期変動額合計	-	-	-	-	403,472	403,472	403,472	403,472
当中間期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	1,265,024	1,265,024	159,697	159,697

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日</p>	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
(追加情報)

<p style="text-align: center;">第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。</p>
--

(中間貸借対照表関係)

<p style="text-align: center;">第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)</p> <p>* 1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。</p>
--

(中間損益計算書関係)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

* 1 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
事務所 設備	東京都 千代田区	建物・器具備品	18,991千円

(経緯)

上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。

(減損損失の金額)

建物	16,133 千円
器具備品	2,858 千円
合計	18,991 千円

(グルーピングの方法)

当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	169,000	-	-	169,000

2. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

(借主側)

1年内	42,989 千円
1年超	- 千円
合 計	42,989 千円

(金融商品関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおり
であります。

科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	444,415	444,415	-
未収委託者報酬	199,126	199,126	-
未収運用受託報酬	61,919	61,919	-
未収収益	151,265	151,265	-
資産計	856,727	856,727	-
未払手数料	56,398	56,398	-
未払委託調査費	132,551	132,551	-
その他未払金	45,366	45,366	-
未払費用	128,152	128,152	-
負債計	362,468	362,468	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(3)未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(4)その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(有価証券関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高

68,236千円

時の経過による調整額
当中間会計期間末残高

0千円
68,236千円

(セグメント情報等)

<p>第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日</p>								
<p>(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p>								
<p>(関連情報)</p>								
<p>1. 製品及びサービスごとの情報</p>								
<p>(単位：千円)</p>								
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計				
外部顧客への 営業収益	400,007	123,919	220,698	744,625				
<p>2. 地域ごとの情報</p>								
<p>(1)営業収益</p>								
<p>(単位：千円)</p>								
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計				
465,806	95,824	113,722	69,272	744,625				
<p>(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。</p>								
<p>(2)有形固定資産 該当事項はありません。</p>								
<p>3. 主要な顧客ごとの情報</p>								
<p>(単位：千円)</p>								
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名					
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	121,467		なし					
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	113,722		なし					
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラント N.V.	95,824		なし					
<p>(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)</p>								
<p>当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p>								
<p>(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)</p>								
<p>該当事項はありません。</p>								
<p>(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)</p>								
<p>該当事項はありません。</p>								

(1株当たり情報)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

1株当たり純資産額	944円
1株当たり中間純損失	2,387円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	403,472千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	403,472千円
期中平均株式数	普通株式 169,000株

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

当社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において、株主割当増資に関して次のとおり決議し、2019年8月23日に払込が完了しました。

発行株式数	普通株式 95,000株
発行価額	1株につき10,000円
発行価額の総額	950,000千円
資本組入額	1株につき 5,000円
資本組入額の総額	475,000千円
割当先	B N P パリバ・アセットマネジメント・ホールディング
資金の使途	運転資金

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3)投資顧問会社

名称：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

資本金の額：2,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2)販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社：マザーファンドに関して、運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社：該当事項はありません。

(2)販売会社：該当事項はありません。

(3)投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

2018年10月 1日 有価証券届出書の訂正届出書
2018年11月15日 有価証券報告書
2018年11月15日 有価証券届出書
2019年 5月15日 半期報告書
2019年 5月15日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2019年3月11日

B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N P パリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月25日

B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の2018年8月16日から2019年8月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の2019年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月20日

B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 正田 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N P パリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N P パリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において株主割当による株式の発行を決議し、2019年8月23日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。